

認定の種類確認用フローチャート

1 認可保育所・認定こども園(2・3号)・小規模保育事業



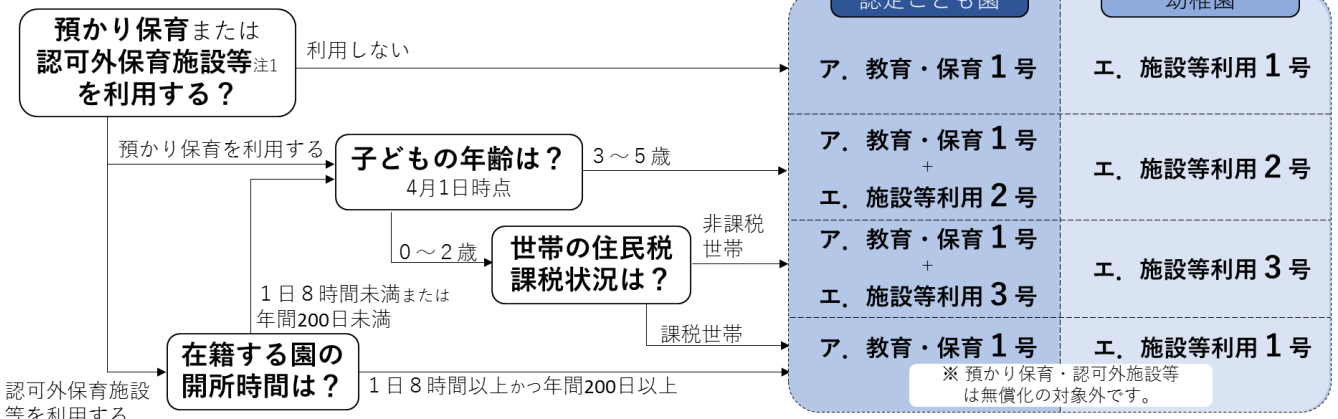
待機児童となった場合

利用する施設によって手続きがこととなります。

公立幼稚園・認定こども園(1号)・新制度未移行幼稚園 → ②へ (認定変更申請が必要)

認可外保育施設等・企業主導型保育所 → 原則手続き不要 (一部世帯は③、④の手続きが必要)

2 公立幼稚園・認定こども園(1号)・新制度未移行幼稚園

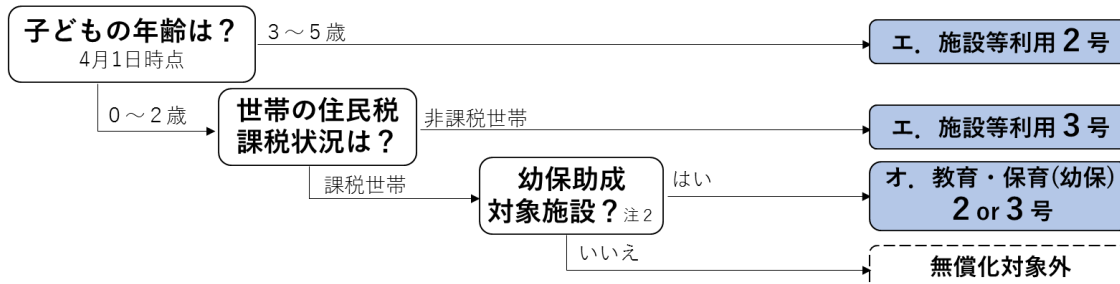


注1 認可外保育施設等の利用料が無償となるのは、在籍している公立幼稚園・認定こども園、新制度未移行幼稚園の開所時間が、1日8時間未満または年間200日未満の場合に限ります。(名護市の場合は、名護幼稚園、屋部幼稚園、大北幼稚園以外の公立幼稚園が対象となります。)

3 認可外保育施設・ファミサポ・病児保育・一時預かり保育

※ ①、④の施設を利用している場合は、無償化対象外となります。

※ ②の施設を利用している場合は、その施設の開所時間が一定要件を満たしている場合のみ無償化対象となります。(詳しくは、②の注1をご覧ください。)



注2 利用する施設が名護市が実施している幼保助成事業(保育料の無償化)の対象施設であるかを確認してください。なお、最新の幼保助成対象施設は名護市ホームページに掲載しています。

4 企業主導型保育施設

※ ①～③の施設を利用している場合は、無償化対象外となります。

